

ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業
実施医療機関 公募要領

1. 総則

本要領は厚生労働省が「ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）」により行う、ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業（以下「本事業」という。）を実施する医療機関を公募により選定するための手続き等を定めたものである。

2. 事業の目的

医師の働き方改革を推進するに当たって、労働時間の短縮等の医療機関における勤務環境改善のための取組を推進するためには、ICT 機器を活用した業務効率化の取組が重要である。

また、ICT 機器を活用するに当たっては、システム間の連携や、円滑な業務移行のための院内調整及び相当の準備期間が必要となることから、関連機器等のパッケージでの導入を支援するとともに、円滑な導入プロセスの実施等のための助言と、プロセス分析を通じた好事例収集及び普及展開を行うことで、こうした取組の推進に繋がると考えられる。

このため、本事業により、都道府県が医療勤務環境改善支援センターの年次活動計画において、勤務環境の改善に向けて特に重点的に支援する対象とした重点支援医療機関（以下、「重点支援医療機関」という。）をはじめとした、ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的な取組を行うモデル医療機関を選定し、関連機器等をパッケージで導入する際の経費等を支援するとともに、その導入プロセスや導入効果等について調査分析を行い、好事例としてとりまとめて普及展開することで、ICT 機器を活用した勤務環境改善のための取組の更なる推進を図る。

3. 本事業の内容

実施要綱による

4. 事業の実施主体

公募により選定された医療機関

5. 事業の期間

厚生労働省において事業の採択を決定した日から 2026 年 3 月 31 日まで

6. 本事業に係る補助金の交付について

- (1) 本事業の補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年 厚生省
労働省 令第 6 号）の規定によるほか、別に定める「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の定めるところによる。
- (2) 本事業に係る補助金の交付については、50,000 千円を基準額（上限額）とする。

また、上限額に関わらず、補助金の内容は、事業実施に必要な ICT 機器導入の購入費に限る。なお、勤怠管理システム等に関して、本事業の実施に必要なであるとしてアップデート等の改修を実施した場合は改修経費に関しても購入費として取り扱う。

7. 申請医療機関

本事業の申請者（以下、「申請医療機関」という。）は、以下①～③のいずれかに該当し、本事業の実施後においても、都道府県等の助言・指導を受けながら、ICT 機器の活用を含めた勤務環境改善に資する取組を継続する意思を有する、都道府県から特定勤務管理対象機関として指定された医療機関であること。

なお、本事業の申請年度において、地域医療介護総合確保基金における「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業」を活用しての ICT 機器の導入を検討している又は既に当該基金を活用して ICT 機器を導入している医療機関は申請対象から除くものとする。

- ① 医師労働時間短縮計画において外科等の長時間労働の傾向にある診療科を含めた複数診療科の勤務環境の改善を計画していること
- ② 医師労働時間短縮計画において医師以外の医療関係職種も含めた勤務環境の改善を計画していること
- ③ 医師労働時間短縮計画において勤務環境の改善を計画しており、かつ電子カルテ情報共有サービスに接続している又は接続することを検討していること

8. 選定基準

令和 6 年度において、年間の時間外・休日労働時間が 960 時間を超える業務に従事した全ての医師の時間外・休日労働時間の合計時間数が多い医療機関を優先して選定する。

9. 交付要件

勤務医を含む医療従事者の負担軽減及び処遇の改善のため、以下の要件を満たすこと。
なお、ICT 機器の導入において、原則、ICT 機器の種類及びメーカー等は問わないものとする（ただし、医療機器は本事業の対象から除く）。

勤務状況の把握とその改善の必要性の観点から、以下①～⑮の ICT 機器について、1 つ以上の ICT 機器を本事業の活用により導入することを検討している医療機関であること。なお、申請年度において、①の ICT 機器を導入していない医療機関においては①の ICT 機器の導入を必須とする。

また、以下の①～⑮に示した ICT 機器以外の導入に関して、勤務医を含む医療従事者の負担軽減及び勤務環境改善に資する場合において、本事業を活用しての以下の①～⑮以外の ICT 機器の導入を妨げるものではなく、その場合においても当該 ICT 機器に関して導入対象として取り扱うこととする（ただし、医療機器は本事業の対象から除く）。

- ① 副業・兼業先の労働時間、勤務間インターバルに対応した勤怠管理システム
- ② 電子カルテ等への音声入力システム
- ③ 院外からの電子カルテ閲覧システム
- ④ ビジネスチャット等医療関係者間コミュニケーションアプリ
- ⑤ 患者向け動画説明
- ⑥ 手術室管理等情報の視覚化・構造化による管理システム
- ⑦ 外来診療 WEB 予約システム
- ⑧ 電子問診・AI 問診システム
- ⑨ 同意取得の電子化
- ⑩ AI 文書作成システム
- ⑪ 日常業務等の自動化システム（RPA）
- ⑫ ナースコール連動インカム
- ⑬ 患者のリアルタイム情報が観測出来るスマートベッドシステム
- ⑭ ベッドサイド見守りカメラをはじめとした患者見守りシステム
- ⑮ 薬剤鑑別システム

10. 申請方法等

（１）企画書の作成及び提出

「ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業企画書（以下、「企画書」という。）」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出すること。

企画書には公募要領に示されている評価の観点を盛り込んだ上、別に定める様式により企画書を作成すること。

（２）申請方法

提出期間及び提出先等は以下のとおり。

- ① 提出期間

2025 年 4 月 11 日（金）～2025 年 7 月 10 日（木）※消印有効

②提出先及び問い合わせ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室

※ 郵送する場合は、封筒の宛名面に「ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業企画書 在中」と朱書きで記載すること。

※ 申請書類の提出は、原則として「郵便又は宅配便」とし、簡易書留等を利用し、配達されたことが証明できる方法によるものとする。また、提出期間内に必着とし、遅れた場合は審査の対象外とする。

制度や本支援事業についてのお問い合わせ先：

厚生労働省医政局医事課医師等医療従事者働き方改革推進室

TEL：03-5253-1111（内線4415・4198）

FAX：03-3591-9072

担当：吉田・川端

※ 問い合わせは、平日の午前9時30分から午後18時15分（午前12時15分～午後13時15分を除く。）とする。

③提出書類及び部数

ア ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業企画書・・・5部

イ 導入予定の ICT 機器に関するカタログ等機器の仕様がわかる資料・・・5部

ウ 令和6度の時間外・休日労働時間数等の勤務実績が分かる資料・・・5部

※ 医師労働時間短縮計画を策定している医療機関においては、当該参考資料の提出をもって上記ウの資料を提出したこととして扱う。

11. 実施医療機関の選定について

（1）選定の方法

実施医療機関の採択については、申請医療機関に関する諸条件に該当する旨を確認した後、企画書等を評価する。

採択における評価に当たっては、「ICT 機器を活用した勤務環境改善の先駆的取組を行うモデル医療機関調査支援事業に係る企画書評価委員会（以下、「評価委員会」という。）を設置する。

評価委員会は、申請者から提出された企画書等の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に、申請した医療機関の中

から実施医療機関として選定する。

- (※) 実施医療機関の選定については、申請状況や企画書の評価結果等を総合的に判断して行うものとする。なお、評価は非公開で行い、その経緯は通知しない。また、問い合わせに関しても原則応じられない。

なお、提出された企画書等の資料は、返却しないので御留意すること。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施する。

① 形式評価

提出された企画書について、申請医療機関に関する諸条件への適合性について評価する。なお、申請の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外される。

② 書類評価

評価委員会により、書類評価を実施する。

③ ヒアリング

必要に応じて評価委員会より、申請者（代理も可能）に対してヒアリングを実施する。なお、ヒアリングの実施に当たって、申請が多数の場合は、書類評価等の状況を踏まえ、一部の医療機関のみ実施する場合もある。また、ヒアリングに出席しなかった場合は、辞退したものと見なす。

④ 最終評価

書類評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、評価委員会において最終評価を実施し、実施医療機関を選定する。

(3) 評価の観点

評価の観点は、以下のとおりとする。

- ① 業務を的確に遂行するための実施体制であるか。また、医師の勤務状況を踏まえた場合に事業を実施する必要性が高いか。
- ② 事業内容が事業目的と合致しているか。
- ③ 効果的であり、実現可能な事業内容となっているか。
- ④ 事業目的、内容に対し、事業計画は現実的かつ妥当なものになっているか。

(4) 評価結果の通知等

評価の結果については、評価委員会における最終評価後、速やかに申請医療機関に対して通知する予定である。なお、補助金については、実施医療機関選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付されることになる。